

経営者によりそパートナー

みどり通信 10月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第243号 2018. 10. 9



9月27日に第1回『後継者塾』を開催させていただきました。
ご多用の中、ご参加いただき、誠にありがとうございました。

CONTENTS

● ひと言、発言		P1
● 税務	青色申告個人事業者の少額減価償却資産	P3
● 今知っておきたい相続の話	死亡保険金について	P5
● 損害保険	地震保険の基礎知識	P7
● スマート業績確認機能	スマートフォンやタブレット活用術	P8
● 生命保険	「健康体割引」について	P10
● 一倉定の経営心得		P13
● ニューフェイス	新しいスタッフが増えました	P14
● 事務所からのお知らせ		P14
● 営業カレンダー		P14
● あとがき	新事務所移転引越に伴う休業日	P15

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

B/Sに注目する必要性・・・

最近読んだ本です。タイトルは「数字は人格」。副題は『～できる人はどんな数字を見て、どこまで数字で判断しているか～』。著者は、株式会社武蔵野の小山昇社長。

小山社長は、この書籍の中で、“社員にとっては、お金を持っている社長、数字に強い社長だけが人格者”だと述べています。

・・・どんなに社員を大切にしたい気持ちがあっても、お金がなければ社員を幸せにすることはできません。そこをはき違えている社長は、社員やその家族を不幸にします。

会社経営においては、「数字が人格」「お金が愛」です。具体的に言えば、いざというときに困らないだけのキャッシュを持つ、そしてそのキャッシュをつくるための数字を理解する。この2つさえできれば、会社をつぶさず、社員を幸せにできます。

ところが、世の中には決算書の数字すら把握していない社長が少なくない。信じられないかもしれませんが、事実です。

(中略)

「自分はもともと数字が苦手。いまからやっても遅い」

「うちの社員はレベルが低い。数字を教えるなんて無理だ」

「数字は人格」というと、多くの社長はこういってサジを投げます。

しかし、本当にそうでしょうか。おそらく学校時代に習った数字に苦手意識を持つのかもしれませんが、学校で習う数学と経営の数学はまったく別ものです。経営判断において難しい計算は不要。足し算と引き算ができれば十分です。



わけのわからない財務指標を覚える必要もありません。あれはコンサルタントが自分を賢く見せるためにつくった数字であって、実務では役に立たない。社長が絶対に見なければいけないのは、キャッシュの額と、それをつくるのに必要な数字だけ。それ以外はオマケです。ツボとなる数字を押さえて回数をこなせば、誰でも数字に強くなれます・・・

～『数字は人格』 プロローグ より～

小山社長の講演や書籍は、自らの経験と実績からくる緊張感がひしひしと伝わってきます。概念論や一般論だけではなく、実際に行動に移す場合の座右の書的内容です。利益をいくら欲しいか、そのために売上はどれくらい伸ばすのか。そこから税金が決まり、現金をいくら増やすのか……。そのためにいくら借りるのか。

売掛金や買掛金はいくらが適正かという具体的目標を立てられ、その目標に近づいてるかどうかを日々確認すること……。

どうしてもP/Lに目が行きがちですが、やはりこれからはもっとB/Sに注目する必要性を改めて認識できる書籍の一冊であります。

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」を掲載いたします。

次の内容は、10月9日のホームページ掲載のものからです。

税理士 山口 昇



青色申告個人事業者の 少額減価償却資産の取り扱いについて

Q. 青色申告をしている個人事業主は、事業のために購入したパソコンやコピー機などのうち、30万円未満のものは経費計上できると聞いたのですが、その規定について教えてください。

青色申告個人事業主なら、
“少額減価償却資産の特例”を活用しましょう！

個人事業を営む上で必要とされる備品を挙げると結構あるものです。

たとえば、一般のオフィス事務所で個人事業を営む方であれば、パソコン、机・椅子、コピー複合機、電話機器などは必ず揃えておく必要があるでしょう。

飲食店であれば、ガスレンジや冷蔵庫などの厨房機器が必要ですし、美容院であれば、ミラー（鏡台）、シャンプーユニット、スチーマーなど諸々の美容機器は必需品です。

青色申告をする個人事業主であれば、このような減価償却資産のうち、1個（または1組）当たり30万円未満の少額減価償却資産については、購入・使用開始した年度に一括して経費計上することができます。〔少額減価償却資産の特例〕

ちなみに青色申告の承認を受けていない白色申告者の場合には、10万円未満の減価償却資産償却資産までしか一括で経費計上することができません。

白色申告者の場合、10万円以上の減価償却資産については固定資産として計上し、その後何年もかけて減価償却費として経費計上していかなければならないのです。（※1）

（※1）

白色申告者・青色申告者の双方が適用できる例として、『一括償却資産の特例』があります。これは、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産について、その法定耐用年数にかかわらず3年で減価償却（経費計上）できるという制度です。

『30万円未満』は、
“税込”あるいは“税抜”のどちらで判定するのですか？

ところで、“30万円未満”というのは、「税込価額」あるいは「税抜価額」のどちらで判定するのでしょうか？

これについては、その個人事業主の方が採用している消費税の経理処理方法によります。

すなわち、税込処理を採用している個人事業主様（課税事業者の場合）は、「税込価額」で30万円未満かどうかを判定します。

反対に、税抜処理を採用している個人事業主様（課税事業者の場合）は、「税抜価額」で30万円未満かどうかを判定することになります。

ちなみに、免税事業者の方は、「税込価額」で30万円未満かどうかを判定しなければならないのでご注意ください。

『少額減価償却資産の特例』の対象となるのは、年間300万円まで

ただし、少額減価償却資産の特例には、年間の限度額が規定されています。

少額減価償却資産の特例を適用できるのは、1年間（12ヶ月）で、取得価額の合計300万円までとされており、それを超える分については適用できません。

たとえば、取得価額29万円のパソコンを1年間で12個購入して使用した場合、そのうち、10個分は少額減価償却資産の特例を適用してその年分の経費として計上できます。



$$29\text{万円} \times 10\text{個} = 290\text{万円} (\leftarrow 300\text{万円以下})$$

しかしながら、11個目以降（この場合は、残りの2個）については、合計金額で300万円を超えてしまうため、少額減価償却資産の特例を適用することはできません。

[固定資産に計上した上で、通常の法定耐用年数（4年）で減価償却をすることになります。]

『少額減価償却資産の特例』の対象となる資産

上記の説明の中では、わかりやすく“備品等”と記載しましたが、少額減価償却資産の特例の対象となる資産は、『器具及び備品』に限定されるわけではありません。

取得価額が30万円未満の減価償却資産であれば対象となりますので、『機械・装置』や『車両』にも適用されますし、『ソフトウェア』などもO.K.です。



また、新品を購入した場合だけでなく、中古品を購入して使用した場合にも適用されます。

ですから、たとえば青色申告をしている個人事業主の方が、事業用の中古自動車を購入して使用した場合、その購入価額が30万円未満であれば、一括で経費計上できるわけです。

この特例の利用価値は非常に大きいと言えそうですね。

コメント

今回、ご紹介した少額減価償却資産の特例は、法人でも適用でき、法人・個人事業主ともに青色申告を行っていることが適用条件となります。

年末に向けての決算対策に是非ご活用ください。

<吉田智哉>

今知っておきたい相続の話

その5『実際の相続事例④』

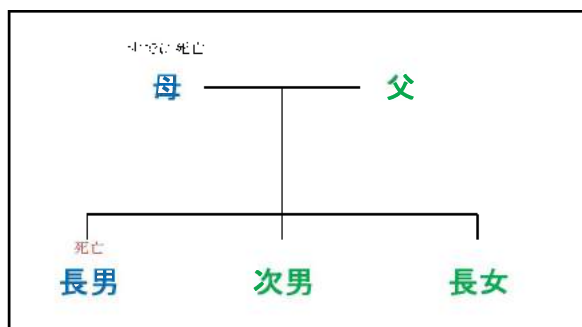
<設例>

父と二人暮らしの個人事業主の長男（独身で子供なし）が亡くなったというケース（金額は実際とは異なります）。

亡くなった時点での財産は、

- ・ 事業資産が1,000万円、事業の借入金が2,000万円
- ・ 死亡保険金が2,000万円の保険証書（長男が被保険者、父が受取人）

後日遺言書が見つかり、上記保険の死亡保険金2,000万円のうち半分は、契約書上の父ではなく、お世話になったAさんへ遺贈すると書かれていました。



この場合、相続人は誰で、いくら財産を取得することが出来るのでしょうか。

「死亡保険金は相続財産ではなく本来の財産となる」

この事例の場合は、相続人は父一人となります。相続財産よりも相続債務が多いので、相続放棄の手続き（自己のために相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内）をとりました。

亡くなった長男の弟妹も、相続放棄の手続き（父が相続放棄した日の翌日から3ヶ月以内）をとりました。

死亡保険金は相続財産ではありませんが、みなし相続財産とされます。契約者と被保険者が同一人の場合、受け取る死亡保険金は死亡した人の財産ではなく、保険金受取人の固有の財産となります。ですから、相続を放棄しても死亡保険金は受け取ることができます。

今回のように相続を放棄した場合は相続人とみなされないため、生命保険金の非課税金額の適用を受けることはできません。相続放棄した本人は非課税の適用を受けることはできませんが、非課税金額を計算する際の法定相続人の数には相続放棄をした人も含めます。

例えば、法定相続人が妻、子A、子Bの3人で、子Aは相続を放棄、死亡保

險金受取人は、妻・子Aの場合。子Aは死亡保険金を受け取れますが、非課税の適用は受けられません。

妻は、「500万円×3人=1,500万円」まで非課税の適用を受けられます。

相続人全員が相続放棄して相続人が存在しない場合、亡くなった方の財産は「相続財産法人」という一つのまとまりになって管理され、清算されることとなります。

「相続税は？」

相続税を計算する際に、相続放棄をした方は、保険金の非課税制度は利用出来ませんが、基礎控除は利用できます。

相続税の基礎控除額は「3,000万円+600万円×法定相続人数」で計算しますので、今回のケースの場合の基礎控除は「3,000万円+600万円×1=3,600万円」となります。

財産	1,000万円		
債務	2,000万円(▲)		
生命保険金	2,000万円(生命保険金非課税なし)		
相続財産	1,000万円		
基礎控除	3,600万円	∴課税遺産総額	0円

今回のケースは、生命保険を取得した父も、遺贈で保険金をもらったAさんも相続税の負担はないこととなります。



1. 財産よりも債務が多い場合は、相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に相続を放棄する。
2. 相続を放棄をすると次の順位に相続権が移るので、弟妹も前順位の相続人が相続放棄したことを知った日から3ヶ月以内に相続を放棄する
3. 生命保険金は、契約書上の受取人にかかわらず、遺言で受取人の変更ができる

例外的な事例ですが、実際の事例ですので、参考までご紹介いたしました。



地震保険の基礎知識

地震大国の日本では、全国各地で地震が発生しております。先月の9月6日に発生した北海道胆振東部地震は北海道各地に大きな被害をもたらしました。

今一度地震保険の基礎的な知識を習得し、いざという時に慌てず行動したいものです。

●地震保険とは・・・

地震保険とは、通常の火災保険では補償されない地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流出による損害を補填する保険です。つまり地震を原因とする火災は基本的には地震保険でしか補償されません。また、火災保険とセットで加入する保険なので地震保険単独では加入できません。

地震はいつどこで発生するかの予測が非常に困難な災害である上、地震が発生したときの被害は広範囲にわたり、その被害額も甚大なものになることが容易に想像できます。ゆえに地震保険は、地震保険法に基づいて「国と保険会社が共同で運営している制度」なのです。

●地震保険は必要？

昨年1年間で起きた震度4以上の地震は192回、震度1以上にいたっては6,587回と、2016年には80分に1回の割合で日本のどこかが揺れていたという状況です。大変残念なことですが、日本に住んでいる以上、被害の多寡はともかく、地震により被害を受ける可能性はゼロにはなりません。したがって地震保険は必要ですし、加入しておいた方が良いでしょう。

●地震保険の注意点

あくまでも地震保険は、再建費用等の補填という位置づけで、実際の損害を補填する火災保険とは違って、被災した人々の生活の安定に貢献することを目的にできた制度です。建物を建て直すための費用を補填する保険ではないという点に注意が必要です。そのため保険金額は、火災保険で設定した金額の30%～50%でしか設定することができません。また、保険金額の上限も建物5,000万円、家財1,000万円と決まっています。

●こんな場合は補償の対象外に・・・

工場、事務所など、住居として使用されない建物は地震保険の対象外となっております。また、有価証券、預貯金証書、1組30万円を超える貴金属、自動車、印紙切手等も補償の対象外です。自動車保険(車両保険)でも基本的には補償の対象外となっております。

※今一度地震保険の必要性を認識し、加入していない方は、今からでも加入していただくことをお勧めします。

担当 星野 千香子

2018年10月提供開始!

全社業績が社長のてのひらに

スマート業績確認機能

「いつでも」「手軽に」自社の業績が確認できたら…
そんな経営者さまのご要望にお応えして
最新の全社業績を、お持ちのスマートフォンや
タブレットにお届けします!

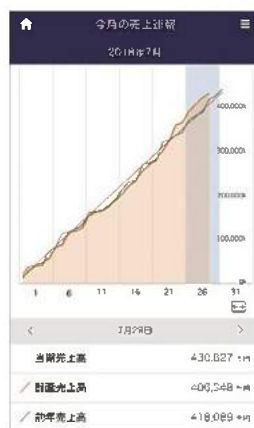


例えば… ふとした時に気になる、貴社のこんな数字を確認できます。

売上高の前期比や計画比

預金口座の取引明細

借入金残高



こんな社長さんにおすすめです

1つでも✓が付いたら「スマート業績確認機能」のご利用をおすすめします。

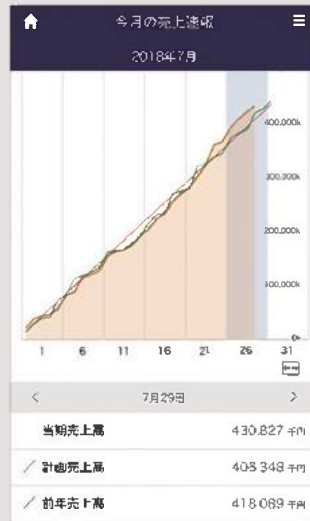
- 出張が多く会社にいる時間が少ない
- スキマ時間を有効に活用したい
- 普段からスマホを活用している
- 気になったらすぐに確認したい

このようなシーンで活用いただけます。



出社前の売上チェックが日課に！
気になる変化は、出社して詳しく確認できます。

外出先でも預金の入出金を確認できます。
取引先への連絡が必要な場合など、スピーディに対応できます。

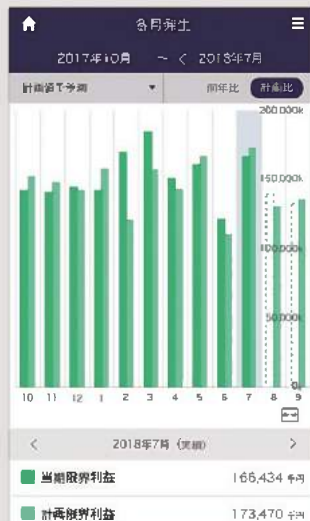


日付	内容	金額
25日	振込2-オカヤマソゴウコ...	¥582,500
25日	振込2-ヒョウゴブッサン(カ)	¥324,500
25日	振込附-イチンサウショウジ	¥210,000
25日	振込2-セイリシホウジンツ...	¥324,000
25日	振込2-ニホンマキジェツシ...	¥200,000
25日	振込(N-カ) トキギエレクトロ...	¥268,950
25日	振替-ナラソウゴウリス(カ)	¥695,450
25日	振替-トウキョウデンリョク	¥214,550



得意先との商談前に限界利益をチェックして
交渉をスムーズに！

来期の設備投資計画の検討にあたって、
自己資本比率や借入金残高の推移を確認。



スマート業績確認機能の
活用シーンを動画でご紹介！



ご注意

- ※1 FX2・e21まいスターでは、TISCバックアップサービスの利用が必須です。
- ※2 FXシリーズで予算登録や部門別業績管理をしている場合、予算比や部門業績を確認できます。
- ※3 最新の預金残高および口座ごとの取引明細を確認するには、銀行信販データ受信機能の利用が必要です。
- ※4 入金・支払予定を確認するには、支払・入金管理機能の利用が必要です。

詳細は担当者にお問い合わせください。

今回のテーマ

血圧や喫煙条件で割安に

●保険料の「健康体割引」



家計の見直しで効果が高いのは、食費や光熱費などの変動費より、毎月の口座振り替えなどにより差し引かれる固定費といわれています。固定費の代表が生命保険料。保険料を抑えられる方法の一つに「健康体割引」があります。健康状態が良好だと保険料が安くなる仕組みで、条件を満たせる人は生命保険の見直しや新規加入のときに利用を検討されてみてはいかがでしょうか。

健康状態により保険料に差を付ける仕組みはこれまで、一定期間内に死亡すると保険金が下りる定期保険で多くありました。最近は収入保障保険や医療保険、終身保険などにも広がっています。主契約である保険に特約を付加する形で割引の適用を受けることができるものもあります。

●割引条件や健康状態のチェック方法

割引条件は保険会社や商品によって異なり、大きく分けると2つの方法で健康状態をチェックする仕組みになっています。

ひとつは喫煙の有無です。たばこを過去1年間（保険会社によっては2年間）吸っていなければノンスモーカーとみなし、喫煙者よりも保険料が優遇されます。非喫煙者であることを確認するために専用器具を使って唾液の検査をするのが一般的です。たばこの成分であるニコチンから変わったコチニンという物質が体内にあるかどうかを調べます。

健康チェックのもうひとつの方法は、いくつかの数値基準を満たすかどうかで判断するやり方です。例えば血圧値が基準を満たしていれば、おおむね健康であるとみなします。血圧のほかによく使われるデータが、BMI（ボディ・マス・インデックス）です。肥満・やせすぎ度を示す指標で、体重（キロ

定期保険のように一定期間ごとに契約を更新する保険は少し注意が必要です。更新時に改めて検査が必要になる保険会社と、告知や検査なしで更新できる保険会社とに分かれます。

仮に更新時の再検査で割引が受けられなくなると、年齢が上がって保険料が高くなっていることと併せて保険料が大きく上がる可能性がある。最初に参加するときは更新時の扱いについて確認しておきましょう。

いくら割引基準をクリアしていても他に健康上の問題があれば、そもそも契約できないことがある点は要注意です。当然ながら、保険の必要性や保障額、保障内容はしっかりチェックすることも大切になります。



ぜひ、詳細は担当までお問い合わせください。

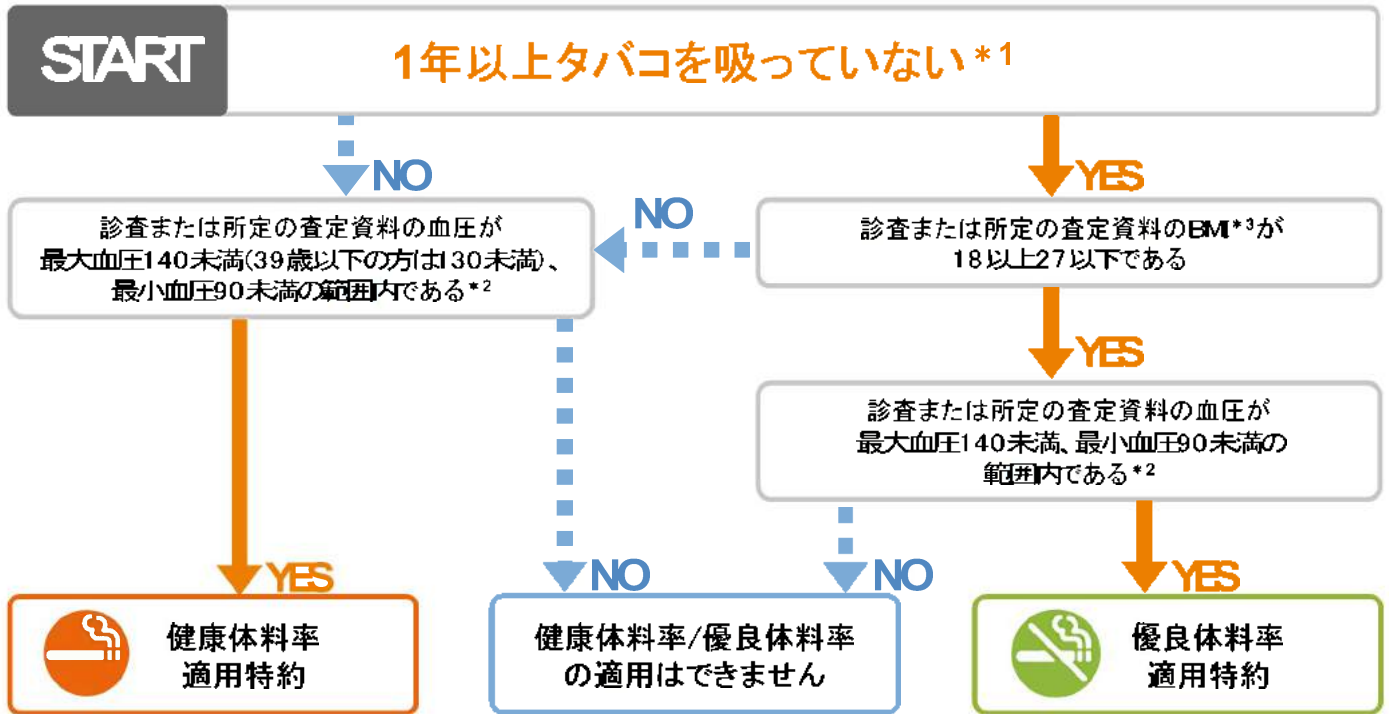


担当：堀内 勇一

セーブシリーズ

健康体料率適用特約 / 健康体料率適用特約(特約用) / 優良体料率適用特約 / 優良体料率適用特約(特約用)

健康状態が通常のご契約の引受基準を満たしている方で...



※上図は特約加入の目安であり、実際の診査のフローとは異なります。
 ※上図は商品の特徴を説明するためのイメージ図であり、加入の可否判断を目的とするものではありません。
 *1 喫煙に関する告知および所定の検査にて判定いたします。
 *2 高血圧治療中の方を除きます。
 *3 BMI (ボディ・マス・インデックス)とは次の数式により算出される数値をいいます。BMI=体重(kg) / [身長(m)]²

●ご契約例：定期保険(クオリティ)の場合

年齢・性別	50歳・男性
保険期間	20年
保険料払込期間	20年
保険料払込方法	月払(口座振替)
保険金額	1億円

月払保険料	68,100円	クオリティ
月払保険料	65,400円	クオリティセーブ 健康体料率適用特約付加
月払保険料	60,000円	クオリティエクストラセーブ 優良体料率適用特約付加

●ご契約例：無解約返戻金型定期保険(スマートターム)*の場合

年齢・性別	50歳・男性
保険期間	20年
保険料払込期間	20年
保険料払込方法	月払(口座振替)
保険金額	1億円

月払保険料	56,500円	スマートターム
月払保険料	54,000円	スマートタームセーブ 健康体料率適用特約付加
月払保険料	48,400円	スマートタームエクストラセーブ 優良体料率適用特約付加

*この商品には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
 ※保険料、割引率はご契約内容などによって異なります。

●健康体料率適用特約 / 優良体料率適用特約を付加できる主契約
 定期保険、無解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型収入保障保険
 ※ 保険種類・保険期間・性別により契約可能年齢の範囲が異なります。

※この資料に記載されているエヌエヌ生命の商品・規程などは作成時のものです。将来的には内容が変更となる場合がありますのでご注意ください。

ご検討・お申込みに際しましては、必ず「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

【引受保険会社】

エヌエヌ生命保険株式会社
 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1
 ニューオータニガーデンコート26F
 Tel:03-5210-0300

【募集代理店】

有限会社 エム・アイ・サービス
 〒959-1383 新潟県加茂市旭町15-30
 Tel : 0256-52-6869

一倉 定の経営心得シリーズ

その三十六

優れた社長は常に

「うちの社員はよくやってくれる」と
人に語り、能力のない社長ほど、
自社の社員の無能ぶりを他人にこぼす。

社長は、社員に対しては、いっしょう懸命やっている限り、寛大にならなければならない。会社の業績は、社長の考え方と行動によって決まるのであって、「企業は人なり」というのは、社長次第ということであって、社員のことではない、と解釈するのが、社長としては正しいのである。

社長は部下の能力を向上させるための教育をしようとする前に、まず「優れた経営」をすることを自ら誓い、これを実行することこそ本当である。そうすれば、自然に人材が集まり、人材が育つのである。

優れた経営者は常に「うちの社員はよくやってくれます」と人に語り、能力の低い経営者ほど、自社の社員の無能ぶりを他人にこぼす。企業の業績が上がらないのは、社員の無能の故であるという程、間違った考え方はない。

◆◇ ニューフェイス ◇◆

この度9月3日より入社致しました、太田大樹と申します。
私はいつもお客様との出会いを楽しみにしながら、お客様から
頼りにされるよう日々成長、日々精進させて頂いております。
まだまだ頼りない私ですが全力の笑顔でお待ちしております。



季節が秋になり肌寒くなってきましたが、寒さを吹き飛ばす
程熱い気持ちで仕事をさせていただきます！
よろしくお願い致します！

◆◇ 事務所からのお知らせ ◇◆

● 加茂まちなかゼミナール

上町コミュニティセンター 10月21日(日) 10:00 ~ 11:00

● 後継者塾

第2回 10月11日(木) 18:00 ~ 20:45

第3回 10月18日(木) 18:00 ~ 20:45

● 原点の会

三条商工会議所 11月 7日(水) 9:00 ~ 11:15

● 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室 (毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください

開催日程とご都合があわない場
合は、日程を調整のうえ、対応
させていただきます。

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

10月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

11月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

あとがき

気温が40度近くになっていたのが嘘だったかのように涼しくなってきたおりに、夜に聞こえる虫の鳴き声も秋の虫の鳴き声に変わって、ますます秋を感じるようになってきました。

私はこの初秋、妻の実家で初めて稲刈りを経験させていただきました。

知識としてはどのようなようにしてお米ができていくのかをなんとなく知ってはいましたが、実際に自分がお米を作る過程にたずさわれたことで、食卓にお米が置かれるまでに作る方々の様々な努力や苦労があること実感することができ、より感謝をしてお米いただくことができるようになりました。

何事にもいえることですが知識として知っているだけではなく実際にやってみる事の大切さを改めて気づかせていただけた出来事でした。

小林 伸 浩

新事務所移転についてご案内

当事務所は、11月12日(月)より、現事務所隣りに建設中の新事務所にて営業を開始いたします。
つきましては、移転に伴う引越作業のため、下記日程を休業させていただきます。
ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

11月 7日(水)～11月10日(土)

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp